

仕事と家庭の両立支援制度

産前・産後休暇 (有給)※女性のみ

- ・産前6週
- ・産後8週

育児時間の弾力運用 (有給)※女性のみ

- ・子が満1歳に達するまで
- ・1日につき1時間の育児時間を希望する時間帯に付与し、授乳等も可能とする

育児休職（いく活）（無給）

- ・子が満2才到達後の4月末まで（復職後、同一の子に対する再取得も1回可）
- ※最初の10営業日は有給（1歳未満まで）

育児短縮勤務（短縮時間は無給）

- ・子の小学校3年生の年度末まで
- ・1日につき30分・1時間・1時間30分・2時間・2時間30分・3時間短縮可
- ・始終業時刻は10分単位で設定可

育児短縮フレックスタイム勤務（短縮時間は無給）

- ・育児短縮勤務者及び育児時間の弾力運用適用者のうち希望する者
- ・各日の始終業時間を各人が決定 ※全職場対象〈フレキシブルタイム〉7時～20時

ワークライフバランスのための時差出勤

- ・フレックス勤務者、短縮勤務者を除く通常勤務者

看護休暇（有給）

- ・対象となる子・孫の病気やケガの看護のため
（子・孫の予防接種及び健康診断、感染症に伴う学級閉鎖、養育に必要な行事参加を含む）
- ・子・孫が1人であれば年間5日、2人以上であれば年10日を付与（全1日又は時間単位での取得）

育児サポート応援金

- ・1か月以上の育児休職取得者が所属する職場員
- ・支給対象者数に応じ、半期（6か月）毎に応援金を支給

介護短縮勤務（短縮時間は無給）

- ・対象となる家族の介護のため
- ・1日につき30分・1時間・1時間30分・2時間・2時間30分・3時間短縮可
- ・始終業時刻は10分単位で設定可

介護短縮フレックスタイム勤務（短縮時間は無給）

- ・介護短縮勤務者のうち希望する者
- ・各日の始終業時間を各人が決定 ※全職場対象〈フレキシブルタイム〉7時～20時

介護休暇（有給）

- ・対象となる家族の介護のため
- ・介護が必要な家族が1人であれば年間5日、2人以上であれば年10日を付与
（全1日又は時間単位での取得）

時間外勤務・深夜労働の制限、所定外労働の免除

- ・小学校3年生の年度末まで、もしくは、対象となる家族を介護する期間

病気積立休暇（有給）

- ・小学校6年生の年度末までの子の養育に必要な行事に参加するため
（普通休暇の残日数が30日以下かつ看護休暇の残日数が1日未満になったとき）
- ・対象となる家族の入院・通院の付添い及び自宅療養の看護並びに介護のため
（普通休暇の残日数が30日以下になったとき）

共済会制度：育児給付金、ホームヘルパー利用料、出産祝金

社内貸付金：出産貸付、育児休職貸付

カフェテリアプラン：育児施設利用補助、育児サービス利用補助、育児用品購入・レンタル補助、子供教育費補助

WELBOX提供メニュー：社外の専門家による相談窓口〔無料〕やベビーシッターや託児所の優待など